

なかうみ環境学習事業について (中海環境学習にかかる交通費支援事業)

1 事業概要

米子市内の小学校（養護学校を含む）が米子水鳥公園及び水鳥公園ネイチャーセンターで行う中海等についての環境学習にかかる交通費（バス借上げ料）を米子市（環境政策課）が負担するもの。

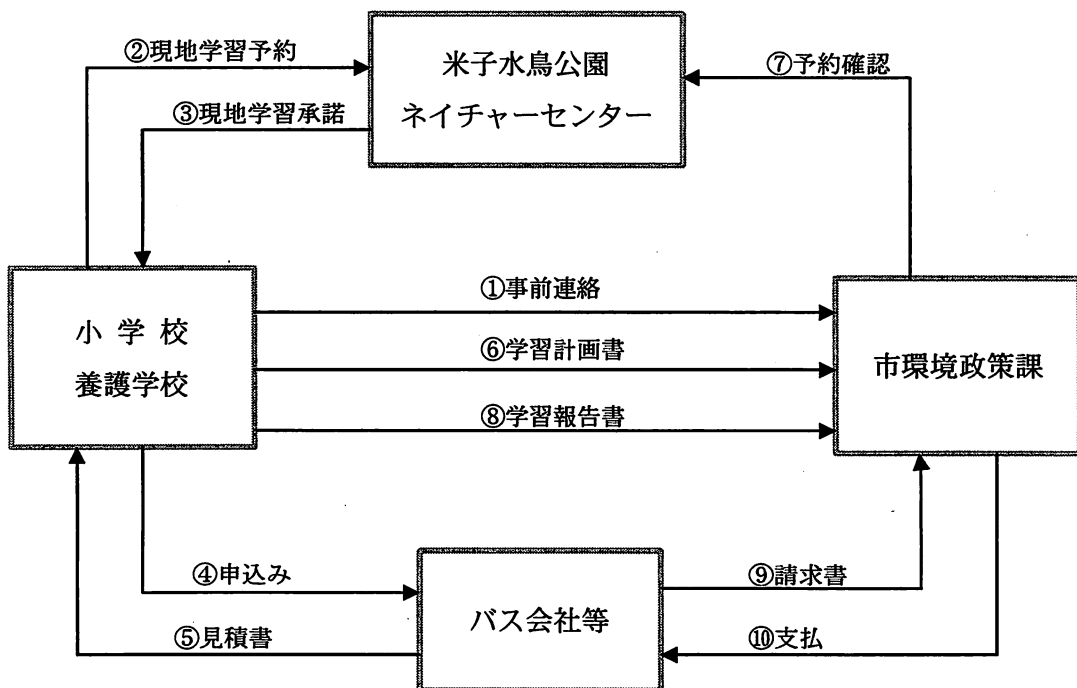
2 要件

- ア. 米子市内の小学校及び養護学校（小学部）を対象とします。
- イ. 原則として貸切バス利用の交通費を対象とします。ただし、ジャンボタクシー（ワゴンタイプのタクシー）の借上げ費用が貸切バスより安価となる場合に限り、ジャンボタクシー利用も対象とします。（タクシー、レンタカーは対象外となります。）
- ウ. 同一年度内の利用は、1学校につき一学年で1回限りとなります

3 費用負担額

対象経費の全額を負担します。ただし、他の施設見学も併せて行う場合等に発生する経費（有料道路通行料、駐車料、ガイド料及び保険料等）は対象となりません。

4 事業の流れ



①事前連絡（学校→環境政策課）

事業を計画されましたら、まず電話等で環境政策課にご連絡ください。

②現地学習予約（学校→米子水鳥公園）、③現地学習承諾（米子水鳥公園→学校）

日程、参加人数、学習内容等について米子水鳥公園に相談して、現地学習の予約をしてください。

④バス申込み（学校→バス会社）、⑤見積書（バス会社→学校）

現地学習に使用するバスの借上げの申込をし、その見積書をもらってください。

（借上げ料が10万円を超える場合、2社以上のバス会社から見積を取ってください。）

⑥学習計画書の提出（学校→環境政策課）

「なかうみ環境学習計画書（別紙様式）」を環境政策課へ提出してください。（バス借上げ料の見積書添付）

⑦環境学習予約確認（環境政策課→米子水鳥公園）

米子水鳥公園に学習計画書の日程・内容等について確認します。

⑧学習報告書の提出（学校→環境政策課）

環境学習実施後2週間以内に「なかうみ環境学習報告書（別紙様式）」を提出してください。

⑨請求書送付（バス会社→環境政策課）

バス会社から直接環境政策課に請求書を送付してもらってください。

⑩バス借上げ料支払（環境政策課→バス会社）

請求書を受け取った日から30日以内に、直接バス会社にバス借上げ料を支払います。

【問合せ先】

〒683-0822 米子市中町20番地（市役所旧庁舎1階）

米子市環境政策課環境計画係

電話 23-5256 FAX 23-5258

E-mail : kankyoseisaku@city.yonago.lg.jp

【現地学習申込先】

米子水鳥公園ネイチャーセンター

〒683-0855 米子市彦名新田 665

電話 24-6139 FAX 24-6140

※火曜日及び祝日の翌日（土日を除く）は休館日です

なかうみ環境学習計画書

学 校 名		
予 定 日 時		平成 年 月 日 ()
		午前・午後 : ~ 午前・午後 :
実 施 場 所		米子水鳥公園及び 米子水鳥公園ネイチャーセンター
参加児童	学 年	年生
	人 数	人(クラス)
引率教員等	人 数	人
	責 任 者	
米子水鳥公園担当者		神谷 ・ 桐原 ・ 米田
利用バス会社名		
バス借上げ料見積額		円
同日に訪問する 他の学習施設等		
そ の 他		

※バス借上げ料の見積書を添付してください

平成 年 月 日

小学校校長

印

なかうみ環境学習実施報告書

学 校 名		
実 施 日 時		平 成 年 月 日 ()
		午前・午後 : ~ 午前・午後 :
実 施 場 所		米子水鳥公園及び 米子水鳥公園ネイチャーセンター
参加児童	学 年	年生
	人 数	人(クラス)
引率教員等	人 数	人
	責任者	
米子水鳥公園担当者		神谷 ・ 桐原 ・ 米田
利用バス会社名		
バス借上げ料		円
同日に訪問した 他の学習施設等		
感想・要望等		

※当日の資料・写真等で添付できるものがあれば提出をお願いします。

平成 年 月 日

小学校校長

印